

令和5年
3月15日発行
第50号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

「令和5年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました

農業委員会は、令和4年10月24日に新年度の農政関係予算の編成に当たり、長島佳男会長を代表として清水聖義市長に直接意見書を手渡し、内容の説明と農業者が希望を持てる施策を講じるよう要望いたしました。
令和4年11月10日に市から意見に対する回答がありました。



「令和5年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の回答

1 担い手の育成・確保等について

回答 農業政策課

地域農業の活性化のために、農業の担い手の育成と確保は非常に重要なことであり、県、JA等と連携して就農希望者の発掘・支援を引き続き実施していきたいと考えております。

また、コロナ禍により農地の貸借が進まなかったり、社会情勢の変化により資材費等が高騰したりしていることから、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を進めるとともに、日本政策金融公庫が無利子で貸し付けを行う青年等就農資金の活用等の支援をしてまいりたいと考えております。

太田市の農業の魅力についての情報発信は、各種の媒体およびイベント等でPRに努めてまいります。

2 農業資材等の価格高騰について

回答 農業政策課

農業資材等の価格高騰対策については、国や県に働きかけるとともに、国の実施する施策を注視し、県や農協等の関係団体と連携し、農業者の経営安定に向けた支援体制の確立に向け取り組んでまいります。

3 食農教育と地産地消の推進について

①回答 学校教育課

太田市内小学校24校および義務教育学校1校の全ての学校で、食農教育の一環として農業体験学習あるいは、栽培学習に取り組んでいます。各学校では、1年生から6年生までのさまざまな学年で、生活科や理科、総合的な学習の時間などを利用して、サ

ツマイモ、トマト、ナス、ピーマン、キュウリ、米などの作物の栽培を行っています。また、この経験を発展させ、中学校や義務教育学校後期課程においても技術科などの授業において栽培を行っています。

これらの体験や活動は、作物を栽培することの喜びや収穫までの一連の過程を通じて、子どもたちが食と農と地域の自然環境への関わり、食の大切さや地域の食文化、命と健康、生命への畏敬の念を理解するとともに、自然を慈しむ気持ち、生産者への尊敬と感謝の気持ちなどを育み、豊かな心を育てるための学習となっています。

太田市教育委員会では、合併後の平成18年度から毎年、農業体験活動事業の指定校を決め、次世代を担う子どもたちに対しての食農教育が円滑に行われるように努めているところです。今後も、各校の取り組みが充実したものとなるよう継続して支援するとともに、消耗品の購入や講師謝礼などの予算措置の面でも農業体験活動を後押しし、各校での「食農教育」を支援していこうと考えています。

今後の業務改善に役立たせていただきたいと思いますので、今後ともご協力お願いいたします。ありがとうございました。

②回答 農業政策課

安全安心な地場産農畜産物の安定的な供給については、学校給食において、関係各課と連携して取り組んでいるところであり、今後も連携を強化して継続してまいります。

③回答 農業政策課

道の駅おおたでは、地産地消の拠点として地元出荷者の拡大に取り組み、安全安心な地場産農畜産物のPRと販売促進を行っています。また、地場産農畜産物のブランドディングとして、OTAマルシェ等において野菜即売を行い、市内外の多くの来場者に対し普及啓発に取り組んでいます。

学校給食に関しては、平成29年1月から太田市精米センターで市内産の米を学校給食用米として供給し、毎週約3回の米飯給食が安定的に提供されています。

今後も、地産地消を推進するため関係団体との連携を深め、安全安心な地場産農畜産物の提供に努めてまいります。

回答 学校施設管理課

現在、太田市内の各学校において、地場産野菜を利活用していただいております。

地場産野菜の使用につきましては、令和3年度実績で、太田市産が平均37.9%、群馬県産58.1%を使用しております。

また、主食であります米飯につきましては、平成27年度2学期より回数を月1回増やし、週3.25回としております。

地産地消の取り組みの一環として、学校給食「おおたをたべよう」の日を実施し、市内産の農産物等を中心に取り入れた献立を作成し、地元農業への理解を深めるとともに、地産地消の推奨に努めております。

さらに、食農体験により収穫されたサツマイモを、一部地域の学校で12月の学校給食の献立に取り入れる活動も行っております。

今後も、児童・生徒の要望等を踏まえ、各学校と連携して、より良い給食の提供に努めるとともに、今後も地産地消の取り組みを推進していきたいと考えております。

4 耕作放棄地対策について

①回答 農業政策課

耕作放棄地対策については、市単独事業として実施している耕作放棄地対策補助金と耕作放棄地再生事業奨励金が主な制度ですが、引き続きこれらの事業の周知拡大に努めるとともに、国や県の事業活用を考え、それぞれの地域の課題に対応できるよう取り組んでいきたいと考えております。

②回答 農業政策課

実質化されている人・農地プランを基にこれから策定を進めることとなる地域計画については、農業委員、推進委員をはじめ農協等関係機関を含めた各地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することとなっております。今後はこの地域計画に基づいて、その地域の中心経

営体に集積・集約化を進めていきたいと考えております。そのため、農業経営の効率化が図られるようさらなる中間管理事業の活用を推進してまいります。

5 有害鳥獣対策について

回答 農業政策課

イノシシ等有害鳥獣による被害は、農業被害はもちろん、人的被害に及ぶ場合もあります。農業被害は減少傾向にありますが、人的被害を防ぐという観点からも有害鳥獣対策協議会を中心に「知る・獲る・守る」を基本とし、より効果的な対策を今後も引き続き実施していきたいと考えております。

具体的には、市では竹林整備や下草刈り等「生息環境管理」、防護柵設置の補助等「被害防除対策の推進」、そして捕獲檻増設等「捕獲の強化」の3つの対策を組み合わせることで実施してまいります。特に、捕獲においては、わな猟免許の取得を依頼し被害地区で捕獲檻を管理する地区捕獲を推進していきます。また、生息数を増大させないため、金山山中でのくくり罠による捕獲を継続していきます。さらに、防護柵については、家庭菜園へも補助の対象を拡大したため、被害のある住民等に周知し、広く活用してもらうよう推進していきます。

捕獲体制の強化については、引き続き県と協力しながら行っていくとともに、桐生市やみどり市のほか、近隣地域の自治体との情報交換を行いながら捕獲圧を高める対策を行ってまいりたいと考えております。

6 水質保全について

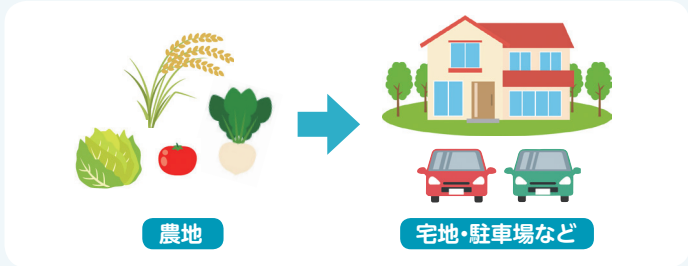
回答 農村整備課

事業所および家庭の廃油やごみ等が農業用水路に流入しないよう広報等で周知するとともに、水路の詰まりを防ぐためにスクリーンの設置、水漏れに対しては目地補修を引き続き実施して用水量が確保できるよう努めてまいります。

農地を農地以外に利用するときは、農地法の許可が必要です

●農地転用とは？

農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場等)に利用することです。



●許可が必要なのは？

登記地目が農地以外でも、農地として利用している場合は、許可が必要になります。

●農地改良する場合は？

耕作するために盛土等をする場合は、一時転用許可または届け出が必要です。届け出で済むものは、農地面積が1000㎡未満で工期は3カ月以内、これ以外には許可が必要となります。

●農地転用許可を受けていない場合は？

無断転用は農地法の違反となり、工事の中止や原状回復、また3年以下の懲役や300万円以下(法人は1億円以下)の罰金などの処分を科せられる場合もあります。

農地転用をする場合は、必ず申請をして許可を受けましょう。
詳しくは、農業委員会事務局・農地係(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

農業者年金受給権者の皆さんへ

現況届は必ず出しましょう

届け出が無ければ
差し止めになります

現況届は**5月末日まで**に農業者年金基金からご自宅へ**郵送**されます。

住所・生年月日・氏名を記入し、**6月1日から6月30日(土・日曜日を除く)**の間に、農業委員会事務局、各行政センター、農協の各支所へ**提出**してください。

現況届の提出がなかった場合は、受給資格の確認ができないため、11月の支払いから年金が差し止めになりますので注意してください。

住所変更があった場合は、現況届に新しい住所を記入し、農協各支所で住所変更の手続きをしてください。



経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地等(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
- 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは後継者が使用収益権の移転または設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)

農地の取得や借り入れ・貸付地の返還があった場合は、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります。**

農地の売買・貸借等をされる場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会事務局 ☎ 0276-20-9715

家族経営協定を結びましょう

家族経営協定とは、農業経営や生活、将来の目標などを家族で話し合い、文章にまとめるものです。

家族だからこそ気持ちよく働き、生活するための環境づくり、ルール作りが必要です。

家族経営協定を締結すると農業者年金保険料の補助が受けられます。経営主(認定農業者等かつ青色申告者)と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者は下表の内容で政策支援の補助が受けられます。

保険料月額	35歳未満	35歳以上
	20,000円	20,000円
うち補助額	10,000円	6,000円
うち自己負担額	10,000円	14,000円

※補助を受けるためには一定の要件がありますので、農業委員会事務局にご相談ください。

地域農業の将来を話し合う、「地域計画」の作成を始めます



「いつまで農業を続けられるかわからない」「自分の後を継いでくれる人がいない」「耕作してくれる人が見つからない」、こういった心配事は、今や農業者の減少や耕作放棄地の拡大といった地域の問題として表れています。

そこで多くの人が抱える、人と農地の問題を解決するため皆さんと話し合っ、将来の地域農業のあるべき姿を「地域計画」にまとめていきます。

5年先、10年先の農地を誰が、どのように耕作し守っていくのか、話し合っていくしましょう。

話し合いについては改めてご案内いたします。

「地域計画」に係る調査や話し合いへの参加にご理解ご協力をお願いします。

農業政策課 ☎ 0276-20-9714

耕作していない農地の管理をお願いします!

耕作放棄地は周りの人に大変迷惑になりますので、耕作や除草などをするようにお願いします。

また耕作ができず農地が荒れてしまっている場合は、解消するための費用の補助が出る場合がありますので、**太田市農業政策課(☎0276-20-9714)**へお問い合わせください。また農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による農地の貸し借りを利用し、農地の有効利用に努めてください。

ごみ捨て禁止! 耕作者が迷惑 しています



農地にごみが捨てられてしまうと耕作の再開や耕作放棄地を解消するときに多くの時間や労力が必要になります。また水路には地域を潤す大切な水が流れていますので、刈った草やごみを捨てないでください。皆さまのご協力をお願いします。